

総務副大臣

熊田 裕通 様

国の施策等に関する 提案・要望書

(令和3年7月)

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
鳥	取	県	議	会	議	長	博	長
鳥	取	県	市	長	会	長	義	彦
鳥	取	県	市	議	会	議	正	三
鳥	取	県	町	村	会	長	正	道
鳥	取	県	町	村	議	会	正	和
			議	長	会	長		

地方税財源の充実・強化について

《提案・要望の内容》

【地方交付税関係】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税や、地方交付税の原資となる国税の収入の落ち込みが見込まれるほか、感染症対策や疲弊した地域経済の立て直しに必要な財政需要が見込まれることから、安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保するとともに、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な対策や別枠の加算により臨時財政対策債の増加を抑制すること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用地域以外の地方部においても地域経済に甚大な影響が生じていることから、財政力の弱い地方部の自治体においても必要かつ十分な対策が実施できるようにすること。
- 今後も増加する社会保障の財源を確実に確保するため、基準税率の引き上げなどにより、これまで以上に地方交付税の財源保障機能を強化すること。また、地域経済の回復や人口減少対策、地域社会の持続性確保などの様々な課題に的確に対応していく必要があることから、「地域社会再生事業費」を継続するとともに、「地域社会再生事業費」、「地域デジタル社会推進費」の算定等を通じて、財源調整機能を適切に発揮し、地方部の団体においても必要な財源が配分されるようにすること。
- 公共施設等総合管理計画に基づく施設の更新等の取組が一層本格化することから、「公共施設等適正管理推進事業債」を延長するとともに、公用施設も含め対象の拡充を図ること。
- 特に中山間地域においては、バス事業者の撤退や路線の廃止が進み公共交通体系の再構築が必要となっており、一部地域においてはバス路線縮減に伴いタクシーを活用しているところである。地域バス路線の維持等に係る経費は特別交付税にて措置されているところであるが、タクシー助成など道路運送法における乗合バスの許可を受けない経費については対象外であることから、財源措置を拡充させること。
- 「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充すること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による消費の抑制等により、想定を超える大幅な減収が生じた場合に備え、地方消費税をはじめ減収が見込まれる税目を減収補てん債の発行対象に追加するなど、必要な措置を講じること。また、地方税の猶予対象事業者が破産等で支払能力を失った場合、地方税収の減少が見込まれることから、新型コロナウイルス感染症の影響や地方税収の動向を注視し財政措置を検討すること。

【税制関係】

- 令和3年度与党税制改正大綱で、ガス供給業の法人に対する法人事業税の収入金額課税の枠組みに「付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する」とされているが、収入金額課税は受益に応じた負担を求める外形課税として定着しており、都道府県の基幹税である法人事業税の課税方式の見直しは地方税収に大きな影響を及ぼすため、電気供給業を含め、応益課税に基づく現行制度を引き続き堅持すること。
- ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、災害防止対策など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の3割は都道府県の貴重な財源として、7割は所在市町村に交付金として交付され、財源に乏しい中山間地域をはじめとする市町村の貴重な財源となっていること等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すること。
- 令和5年10月から導入されることとなっている「インボイス制度」について、中小企業者に与える影響等を踏まえながら、制度の円滑な導入に向けて、十分な周知や広報を行うなど、引き続き必要な支援等を行うこと。

基幹系業務システムの標準化に係る情報提供等について

《提案・要望の内容》

- 市町村基幹系業務システムの標準準拠システムへの移行に当たっては、全ての市町村において円滑に移行できるよう適時適切な情報提供を行うとともに、移行に伴い影響を受ける全てのシステムの改修等に対する財政的支援を行うこと。
- また、標準準拠システムへの移行に伴い、地域の情報システム会社に悪影響を及ぼさないようにすること。

〈参考：県内市町村の声〉

1 カスタマイズ可能な範囲の明示について

「標準化基準に適合する情報システムの機能等について、標準化対象事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の改変又は追加が可能」とされているが、具体的内容が示されておらず現行システムでカスタマイズしている内容の取扱いが不明。

2 移行期限までの準備期間の十分な確保について

- (1) 標準化基準に適合する情報システムに移行するに当たっては、現行の業務フローとの相違点の確認が必要であり（仕事のやり方が変わる）、情報政策担当課と業務担当課及びベンダーとの調整を要するため、随時、情報提供いただきたい。
- (2) 標準準拠システムの移行において、移行開始が令和6年度に位置付けられている第2グループのシステム（選挙人名簿管理や国民年金関連システム等8業務）については、令和7年度末とされている標準準拠システムへの移行目標までの準備期間が短いことが懸念される。

3 標準化に要する経費の全額財政措置について

マイナンバー制度導入時のシステム整備の際には、地方公共団体の負担が生じたことから、今回の標準化に要する経費については、国において全額財政措置をいただきたい。

マイナンバーカードの普及促進等について

《提案・要望の内容》

- マイナンバーカードの普及促進が図られるよう、マイナンバー制度の意義や具体的なメリット、セキュリティ対策等について、広報に係る取組を更に強化すること。
- マイナンバーカードの普及促進の更なる取組やマイナンバーカード活用に伴い生じるシステム改修等に係る経費については、市町村に対して、確実な財政措置を行うこと。

〈参考〉

1 市町村の声

(1) マイナンバーカード普及促進について

臨時窓口の設置や出張申請受付など、受付・交付体制の増強や、保険証機能付加など新たな機能への支援体制の整備が求められているが、市町村からは、計画どおりの実施に不安を訴える声があがっている。

(2) システム改修等に係る経費について

国外転出者によるマイナンバーカード等の利用において、住基システムの改修が必要な場合、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を活用し実施している。

法改正に伴い、市町村では、住基システムについて、国外転出者によるマイナンバーカード等の利用に係る附票アプリケーション適用作業が必要であるが、総務省は、この作業をシステム保守の一類型と判断し、補助対象とはならないとしている。

しかしながら、市町村にとっては、適用作業は、システム改修と同様に経費がかかることから、適用作業についても国庫補助の対象とすべきとの声があがっている。

2 マイナンバーカード普及促進に係る本県の取組

(1) 商業施設等での出張申請受付体制の拡大（新型コロナウイルス対策を講じ対応）

(2) 市町村役場の窓口の人員増や夜間・土日の対応など交付体制の拡充

(3) 市町村のマイナンバーカード交付体制の拡充

(4) 各種広報媒体（TV、新聞広告、ポスター、HP等）を活用したマイナンバーカードの周知

(5) オンライン対応が可能な行政手続の拡大によるマイナンバーカードの交付増の推進